省　令

○総務省令第百十三号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八条の規定に基づき、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

総務大臣　片山　善博

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備」の下に「（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）による改正前の租税特別措置法施行令第六条の三第五項及び第二十八条の九第五項に掲げる旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。）に係る設備を含む。）」を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十一年自治省令第九号）第一条中「法第九条第十項」を「法第九条第十一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の表地域の欄第二号中「イタリア（サルジニア島を除く。）」の下に「、サンマリノ」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、中小企業団体の組織に関する法律第百一条の二第三項ただし書の規定に基づく省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業団体の組織に関する法律第百一条の二第三項ただし書の規定に基づく省令を廃止する省令

中小企業団体の組織に関する法律第百一条の二第三項ただし書の規定に基づく省令（昭和六十年通商産業省令第二十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

○国土交通省令第六十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第三項において準用する同法第九条の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十条の規定により第九条の規定に準じて行う」を「法第十条第三項において準用する法第九条の規定による」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七条及び第七条の二を削る。

第八条第一項中「第七十四条第二項」を「第七十四条」に、「別記様式第十二」を「別記様式第九」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第七十四条第二項ただし書」を「第七十四条ただし書」に改め、同条を第八条とする。

第十条第二項中「別記様式第十三」を「別記様式第十」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二を第十条とする。

別記様式第九から別記様式第十一までを削る。

別記様式第十二中「第八条関係」を「第七条関係」に、「第七十四条第二項」を「第七十四条」に改め、同様式を別記様式第九とする。

別記様式第十三中「第十条関係」を「第九条関係」に改め、同様式を別記様式第十とする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

○国土交通省令第六十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第四項及び第八項（これらの規定を同法第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の三第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（港湾区域についての同意を要する協議）」に改め、同条第一項中「の規定により準用」を「において準用」に、「の認可を受けようとする」を「について国土交通大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ようとする」に、「港湾区域認可申請書」を「港湾区域協議書」に改め、同項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同項第四号中「地方港湾」を「避難港」に改め、同項第五号中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項若しくは第三項」に改め、同項第六号中「の規定により」を「において」に、「以下本条中」を「次項及び第二条の三において」に、「てん末」を「てん末」に改め、同条第二項中「申請書」を「協議書」に、「左に」を「次に」に、「添附」を「添付」に改め、同項第一号中「申請地方公共団体」を「当該地方公共団体」に改め、同項第五号中「写」を「写し」に改め、同項第七号中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項若しくは第三項」に改める。

第二条の二中「認可を受けた港湾管理者」を「同意を得て港湾管理者となつた者の名称」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（港湾区域の届出）

第二条の三　法第四条第八項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾区域について届出をしようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した港湾区域届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出するものとする。